

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年12月27日
【事業年度】	第11期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）
【会社名】	株式会社キャリア
【英訳名】	CAREER CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 川嶋 一郎
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル
【電話番号】	(03)6863-9450(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 羽鳥 雅之
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル
【電話番号】	(03)6863-9450(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 羽鳥 雅之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2015年9月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月
売上高 (千円)	-	-	-	-	11,594,565
経常利益 (千円)	-	-	-	-	281,539
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	-	-	-	157,368
包括利益 (千円)	-	-	-	-	166,826
純資産額 (千円)	-	-	-	-	1,350,010
総資産額 (千円)	-	-	-	-	3,131,099
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	153.62
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	18.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	18.61
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	41.7
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	12.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	43.36
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	20,331
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	59,654
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	65,977
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	-	1,211,784
従業員数 (人)	-	-	-	-	247
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(73)

- (注) 1. 第11期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第11期の自己資本利益率は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて算定しております。
4. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含む。)は、()外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2015年9月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月
売上高 (千円)	5,795,154	7,415,711	9,097,357	10,094,160	10,815,486
経常利益 (千円)	293,232	417,799	547,262	462,685	306,309
当期純利益 (千円)	192,275	263,656	361,098	294,947	174,491
資本金 (千円)	20,000	154,550	154,810	157,290	157,310
発行済株式総数 (株)	200,000	2,150,000	4,301,040	8,621,920	8,622,080
純資産額 (千円)	522,611	1,023,117	1,121,833	1,375,636	1,359,445
総資産額 (千円)	1,642,047	1,977,147	2,285,339	2,521,934	3,021,373
1株当たり純資産額 (円)	65.33	118.97	131.77	160.35	158.25
1株当たり配当額 (円)	-	15.00	17.50	6.25	6.25
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(10.00)	(2.50)	(2.50)
1株当たり当期純利益金額 (円)	24.03	32.30	42.12	34.60	20.64
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	32.28	42.00	34.54	20.63
自己資本比率 (%)	31.8	51.7	49.1	54.3	44.5
自己資本利益率 (%)	45.1	34.1	33.7	23.7	12.9
株価収益率 (倍)	-	28.64	45.80	61.19	39.11
配当性向 (%)	-	11.6	14.8	18.1	30.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	230,947	229,504	457,145	234,134	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	49,490	11,888	83,089	18,011	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	97,556	7,687	332,458	66,234	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	716,002	941,305	982,903	1,132,792	-
従業員数 (人)	155	169	163	168	226
(外、平均臨時雇用者数)	(9)	(10)	(23)	(46)	(71)
株主総利回り (%)	-	-	211.8	231.2	64.0
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(-)	(-)	(122.2)	(124.6)	(111.7)
最高株価 (円)	-	7,140	10,320	5,780	2,146
			1 5,260	1 4,065	
最低株価 (円)	-	2,410	2,999	2,650	515
			1 3,580	1 1,717	

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第11期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

3. 第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 第7期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含む。)は、()外数で記載しております。

6. 当社は、2015年12月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行って

おります。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

7. 当社株式は2016年6月27日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第8期事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
8. 当社は2016年6月27日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしましたので、それ以前の株主総利回り、比較指標については記載しておりません。
9. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものです。ただし、当社株式は、2016年6月27日から東京証券取引所マザーズ市場に上場されており、それ以前の株価については該当事項はありません。
10. 第9期の株価については、当社株式分割前の最高株価及び最低株価を記載し、1は株式分割(2017年4月1日付で普通株式1株につき2株)による権利落ち後の最高株価および最低株価を記載しております。
11. 第10期の株価については、当社株式分割前の最高株価及び最低株価を記載し、1は株式分割(2018年1月1日付で普通株式1株につき2株)による権利落ち後の最高株価および最低株価を記載しております。

2【沿革】

当社は、2009年4月に東京都新宿区において、高齢化社会型人材サービスを目的として設立されました。
当社設立以降の沿革は、以下のとおりであります。

年 月	概 要
2009年4月	東京都新宿区西新宿において、株式会社キャリアを設立（資本金20,000千円） 東京本社（東京都新宿区）及び大阪支店（大阪府大阪市北区）において、関東地区及び関西地区における人材派遣業の準備開始
2009年7月	一般労働者派遣事業許可の取得 株式会社エクスプレス・エージェントより、主にビルメンテナンス、ベッドメイキング向けのシニア人材派遣事業及び介護施設向けに看護師の人材派遣事業を譲受
2010年2月	オフィス向けシニア人材派遣を開始
2012年9月	中部地区の営業拠点として、愛知県名古屋市中区に名古屋支店を開設
2012年10月	ロジスティクス業界向けのシニア人材派遣を開始
2012年12月	プライバシーマーク認証取得 東京都渋谷区千駄ヶ谷に本社を移転
2013年1月	九州地区の営業拠点として、福岡県福岡市中央区に福岡支店を開設
2013年3月	ISO9001:2008認証取得
2013年4月	東北地区の営業拠点として、宮城県仙台市青葉区に仙台支店を開設 中四国地区の営業拠点として、広島県広島市中区に広島支店を開設
2013年7月	東京都台東区に上野支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
2013年9月	北海道地区の営業拠点として、北海道札幌市中央区に札幌支店を開設し、全国に営業エリアを拡大
2013年11月	千葉県船橋市に船橋支店を開設し、東関東地区の営業エリアを分割
2014年3月	高知県高知市に「高知事務センター」を開設
2014年5月	神奈川県横浜市神奈川区に横浜支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
2014年7月	有資格シニア人材の紹介を開始
2014年8月	三重県名張市に三重支店を開設し、関西地区の営業エリアを分割
2014年9月	静岡県静岡市駿河区に静岡支店を開設し、中部地区の営業エリアを分割
2014年10月	介護施設向け介護士の人材派遣を開始
2014年11月	埼玉県さいたま市大宮区に大宮支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割 東京都豊島区に池袋支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
2015年4月	東京都新宿区西新宿に本社を移転
2015年6月	兵庫県神戸市中央区に神戸支店を開設し、関西地区の営業エリアを分割
2015年9月	福岡県北九州市小倉北区に北九州支店を開設し、九州地区の営業エリアを分割 神奈川県藤沢市に藤沢支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
2016年1月	東京都立川市に立川支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
2016年5月	京都府京都市中京区に京都支店を開設し、関西地区の営業エリアを分割
2016年6月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場 奈良県橿原市に奈良支店を開設し、関西地区の営業エリアを分割
2016年8月	三重県津市に三重支店を開設し、関西地区の営業エリアを分割
2017年1月	上野支店を東京都台東区から東京都千代田区へ移転し、秋葉原支店とする 池袋支店を東京都豊島区南池袋から東京都豊島区池袋へ移転し、同池袋支店とする
2017年5月	岡山県岡山市北区に岡山支店を開設し、中四国地区の営業エリアを分割
2017年6月	西日本旅客鉄道株式会社との合併会社、株式会社JR西日本キャリアを設立 （当社の持株比率49％）
2018年4月	茨城県水戸市に水戸支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割 栃木県宇都宮市に宇都宮支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
2019年1月	株式交換により株式会社キューボグループの全株式を取得、それに伴い同社を含む株式会社キューボ、株式会社オプシオン、株式会社キャストの4社を連結子会社とする
2019年2月	香川県高松市に高松支店を開設し、四国地区の営業拠点とする 静岡県浜松市中区に浜松支店を開設し、中部地区の営業エリアを分割

3【事業の内容】

当社グループは、「高齢化社会のなかで、すべての人々が仕事を通じて社会に貢献し、生きがいを見つけることのできる世の中の実現を目指します。」という企業理念のもと、我が国における高齢化社会の進展に伴う、労働人口の減少による人手不足の解消と、高齢者が必要とするサービスが継続的に供給される社会の実現とを課題と捉え、当社の展開する「高齢化社会型人材サービス」を通じて、その課題解決を目指しております。

当社グループが展開する「高齢化社会型人材サービス」では、アクティブシニアの雇用を創造することを目的としたシニアワーク事業と、主に介護サービスが継続的に社会に提供されるべく、それを支える人材を安定的に市場へ供給することを目的としたシニアケア事業とを行っております。

両事業の運営に当たっては、全国に営業拠点としての支店を設置し、支店から顧客に対して人材派遣、人材紹介、業務請負などの人材サービスを提供しております。2019年9月末時点における支店数はシニアワーク事業13支店、シニアケア事業23支店であり、各都道府県における支店の設置状況は以下のとおりであります。

	支店名	所在地	シニアワーク事業	シニアケア事業
1	東京本社	東京都新宿区		
2	札幌支店	北海道札幌市中央区		
3	仙台支店	宮城県仙台市青葉区		
4	水戸支店	茨城県水戸市		
5	宇都宮支店	栃木県宇都宮市		
6	大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区		
7	船橋支店	千葉県船橋市		
8	池袋支店	東京都豊島区		
9	秋葉原支店	東京都千代田区		
10	新宿支店	東京都新宿区		
11	立川支店	東京都立川市		
12	横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区		
13	静岡支店	静岡県静岡市駿河区		
14	名古屋支店	愛知県名古屋市中区		
15	奈良支店	奈良県橿原市		
16	三重支店	三重県津市		
17	京都支店	京都府京都市中京区		
18	大阪支店	大阪府大阪市北区		
19	神戸支店	兵庫県神戸市中央区		
20	広島支店	広島県広島市中区		
21	岡山支店	岡山県岡山市		
22	福岡支店	福岡県福岡市中央区		
23	北九州支店	福岡県北九州市		
24	高松支店	香川県高松市		
25	浜松支店	静岡県浜松市中区		

なお、当社グループは「高齢化社会型人材サービス」の単一セグメントであります。両事業の内容を示すと以下のとおりであります。

(1) シニアワーク事業

当社グループでは、55歳以上の働く意欲のある人を「アクティブシニア」と定義し、アクティブシニアの雇用創造を推進しております。

就労を望むシニアと、総じて若者の採用を望む企業との間に生じるミスマッチを、当社グループが解消することで、アクティブシニアの雇用を創造します。具体的には、顧客の業務フローを分析、細分化し、シニアに対応可能な業務を抽出します。抽出された業務を、若者と比較して賃金相場が抑えられたシニアが担当することで、アクティブシニアの就労意欲と顧客の経済メリットの両面を実現します。加えて、シニアの定着率の高さによる採用コストの低減、業務フロー改善による効率化などによる成果も実現しております。また、分析、改善した業務フローは、顧客の同業他社へ類似事例として展開することができるため、事例を重ねることで営業効率及び活用事例の品質が向上し、それを継続していくことで当社のノウハウを蓄積しております。

シニアワーク事業の主な区分、就労場所、業務内容は以下のとおりです。

区分	就労場所	業務内容
ビルメンテナンス	オフィスビル、マンション、商業施設等	施設清掃、設備管理、通信系軽作業
ベッドメイキング	ホテル等	客室清掃、ベッドメイキング
オフィスワーク	官公庁、一般企業、コールセンター等	データ入力作業、書類整理・管理等、コールセンター
ロジスティックス	物流業、引越等	倉庫内軽作業（ピッキング仕分け、梱包等）、引越梱包・開梱の作業
有資格者紹介	建設業、一般企業等	施工管理、経理・監査等

(2) シニアケア事業

高齢者の利用する介護サービスが継続的に社会に供給されるべく、それを支える人材である看護師、介護士の人材派遣、人材紹介を行っております。

高齢化社会の進展で、介護施設数及び介護職員は年々の増加傾向にあるものの、介護職員は将来の必要数を確保するほどの増加が見込めない状況にあります（厚生労働省：「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」）。当社グループは、人材サービス企業として、看護師、介護士の人材派遣、人材紹介を行うことで、この労働力不足の解消に努めております。

シニアケア事業の主な就労場所と有資格者は以下のとおりです。

就労場所	主な登録有資格者
入所介護型施設	看護師、准看護師、介護士
在宅介護型施設	
医療機関等	

(用語)

・人材派遣

派遣会社と雇用契約を締結したスタッフが、派遣会社と労働者派遣契約を締結した派遣先企業の指揮・命令のもとで働くことをいいます。

雇用関係と指揮命令系統が分離されていることが特徴であり、派遣会社は、労働者派遣契約に基づき、派遣先企業から派遣料金を受領し、雇用契約に基づき、派遣スタッフに給与を支払います。

・人材紹介

企業の求人依頼を受け、それに該当する求職者を企業に紹介することをいいます。

人材紹介会社は紹介を受けた企業から紹介料金を受領します。

・紹介予定派遣

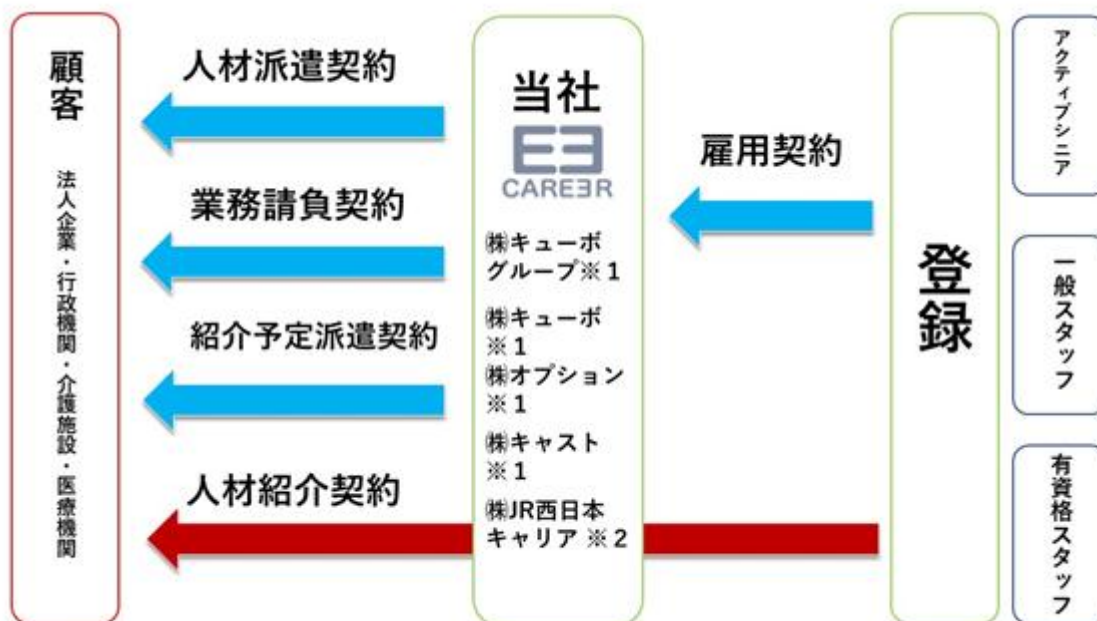
派遣先企業で正社員や契約社員といった直接雇用となることを前提とした派遣形態をいいます。

一定期間派遣契約で就労した後、労使間が合意すれば、派遣先に直接雇用されることとなり、ミスマッチの軽減や採用の効率化を図ることができます。

・業務請負

労働の結果としての仕事の完成を目的とし、人材派遣とは、注文主と労働者との間に指揮命令系統が生じないという点が異なります。

< 事業系統図 >



- 1 連結子会社
- 2 持分法適用会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社キューボグループ	東京都 新宿区	100千円	子会社の経営管理	(所有) 直接 100.0	役員の兼任あり 資金の貸付あり
(連結子会社) 株式会社キューボ	東京都 渋谷区	45,000千円	人材派遣	(所有) 間接 59.0	役員の兼任あり 資金の貸付あり
(連結子会社) 株式会社キャスト	大阪府 大阪市	45,000千円	人材派遣	(所有) 間接 59.0	役員の兼任なし
(連結子会社) 株式会社オプション	東京都 渋谷区	45,000千円	人材派遣	(所有) 間接 59.0	役員の兼任なし

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループは、高齢化社会型人材サービスの単一セグメントであるため、事業別に従業員数を示すと次の通りであります。

2019年9月30日現在

事業の名称	従業員数(人)	
シニアワーク事業	64	(30)
シニアケア事業	127	(29)
全社(共通)	56	(14)
合計	247	(73)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2019年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
226(71)	30.7	2.8	3,781

当社は、高齢化社会型人材サービスの単一セグメントであるため、事業別に従業員数を示すと次の通りであります。

事業の名称	従業員数(人)	
シニアワーク事業	64	(30)
シニアケア事業	106	(27)
全社(共通)	56	(14)
合計	226	(71)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

4. 臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含む。)が当期中において、25名増加した理由は、主に本社でのアルバイト採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「高齢化社会のなかで、すべての人々が仕事を通じて社会に貢献し、生きがいを見つけることのできる世の中の実現を目指します。」という企業理念のもと、我が国における高齢化社会の進展に伴う、労働人口の減少による人手不足の解消と、高齢者が必要とするサービスが継続的に供給される社会の実現とを課題と捉え、当社の展開する「高齢化社会型人材サービス」を通じて、その課題解決を目指しております。

(2) 目標とする経営指標

高い成長性と収益性及び企業価値の向上が経営上の重点課題と認識しており、成長性については売上高対前年比率、収益性については売上高営業利益率などの経営指標を重視しております。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

シニア人材の就業機会の拡大

現状、多くの業界や各企業においてはシニア人材の活用を敬遠し、若者を雇用する傾向であることは否めません。当社では、シニアの就業率の低いクライアントに対し、当初は若年層も含む幅広い年代の人材提供を行うことでクライアントの業務内容の理解を高め、シニア活用コンサルティングにより、シニアでも対応可能と考えられる業務を抽出し、業務分析及び業務フローの改善提案を行っております。このような業務分析と実際の就業状況をノウハウ・実績として蓄積することで、アクティブシニアの高い就業率を図っております。

今後もクライアントに対し、シニア人材の活用ノウハウを啓蒙することなどにより、シニア人材の就業機会を拡大させることや当社のシニア活用コンサルタントの育成強化及び対応業種の拡大が当社の成長のために必要な課題と認識しております。

人材確保と育成

当社グループ事業の中長期的な成長のためには、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。積極的な採用活動、教育研修の充実、人事評価制度の構築、魅力ある職場づくりなどが課題であると認識しております。

スタッフ募集の効率化

アクティブシニアの募集については、シニアのITリテラシー（ITを使いこなす能力）の向上に伴い、紙媒体に変わる自社WEBサイトの強化など、メディアによる募集の効率及び認知度の向上が当社の業績向上を図るための課題と認識しております。

また、看護師や介護士の求職者の獲得競争が激しい状況にあり、今後も一層の激化が想定されます。これに対して、自社サイトのユーザビリティ向上やコンテンツ強化などを推し進め、ブランドや認知度の向上が課題であると認識しております。

経営管理体制の強化

当社グループは、企業規模の拡大の基礎となる経営管理体制、コーポレート・ガバナンスをより強化し、支店運営上の問題点の把握、コンプライアンスの徹底、適切なディスクロージャーやIR活動に取り組むことが企業価値の向上に繋がるものと認識しております。

新規事業開発

当社グループの経営理念「高齢化社会のなかで、すべての人々が仕事を通じて社会に貢献し、生きがいを見つけることのできる世の中の実現を目指します。」を実現するためには、高齢化社会型人材サービスの強化とシニアへの新たなサービス開発が重要であると認識しております。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業の許認可と法的規制について

人材派遣事業

当社グループは、労働者派遣法その他関連法令に従い、厚生労働大臣の許可を受け、人材派遣事業を行っております。現時点において、当社グループは、労働者派遣法等に抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により、当社グループ並びにその役職員が法令に抵触した場合には、許可の取り消し又は業務の停止等の処分を受ける可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、労働者派遣法その他関連法令については、経済環境・社会環境の変化に応じて改正される可能性が高く、改正内容によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループの場合は、シニア人材に特化していることから、わが国の労働力不足や財政の逼迫によるシニア人材活用の必要性から改正によるリスクは競合他社と比較して小さいと思われるものの、労働者派遣法その他関連法令の改正内容によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材紹介事業

当社グループは、職業安定法その他関連法令に従い、厚生労働大臣の許可を受け、人材紹介事業を行っております。現時点において、当社グループは、職業安定法等に抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により、当社グループ並びにその役職員が法令に抵触した場合には、許可の取り消し又は業務の停止等の処分を受ける可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

会社名	許認可の名称	監督官庁	許可番号	取得年月日	有効期限
株式会社キャリア	一般労働者派遣事業	厚生労働省	派13-304437	2009年7月1日	2022年6月30日
	有料職業紹介事業	厚生労働省	13-ユ-304348	2009年11月1日	2022年10月31日

その他

当社グループは、看護師や介護士をはじめとした有資格者を対象とした人材派遣、人材紹介を行っているため、今後これらの資格を規定する社会福祉士及び介護福祉士法や保健師助産師看護師法等が改定された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 社会保険料の負担について

当社グループは、加入要件を満たす派遣スタッフの社会保険への加入を徹底しております。社会保険料の保険料率や対象範囲は、社会的情勢によって改正されていることから、社会保険料の会社負担金額が上昇した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) スタッフの確保について

当社グループは、シニア人材及び介護施設等に向けた人材サービスに特化した事業を行っております。シニアスタッフの個々のライフスタイルを尊重し、適切な職場を提供するために、スタッフにアンケート、ヒアリング、カウンセリングなどを行っております。これによりスタッフの意向や希望を的確に把握し、スタッフの多様なニーズに対応することで、効率的なスタッフ登録とマッチングを推進しております。これらの取り組みと的確なスキルマッチングにより就業機会の創出を行うことで、当社グループのブランド力の向上を図っておりますが、競合他社と比較して当社グループの信用力、ブランド力が低下した場合、優良なシニアスタッフ及び看護師、介護士等のスタッフ確保が困難若しくは非効率となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競争の激化について

人材サービス業界は、比較的少額の資本からでも参入が容易なため、多数の競合他社が存在しております。当社グループといたしましては、設立以来、シニア人材に特化した人材サービスを行っており、競合他社よりも優位となりうる実績とノウハウを有していると考えておりますが、多くの競合他社が当社グループの事業分野に参入した場合、価格競争激化による収益性の悪化など、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) コンプライアンスについて

当社グループは、業務に従事する者（派遣社員及び業務委託先の従業員を含む）が法令や社内規程を遵守するよう、コンプライアンス規程を制定し、教育・研修などを通じた啓発活動を行うことにより従業員等のコンプライアンス意識を高めるとともに、内部通報窓口の設置やコンプライアンス委員会の開催によりコンプライアンス違反の把握と未然防止に努めております。

しかし、万が一重大なコンプライアンス違反が発生した場合、顧客等からの信頼を著しく損ね、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報の取扱いについて

当社グループが保有する登録スタッフなどの個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に従い、当社グループ業務管理システムにて管理しております。また、当社グループはプライバシーマーク認証、JISQ27001:2014（ISO/IEC27001:2013）認証を取得しており、これらに従い情報漏洩の防止を徹底しております。しかしながら、不測の事態により、個人情報が外部に漏えいし、情報主体者に被害が発生した場合には、損害賠償及び社会的信用の失墜などにより、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害及びシステム障害について

当社グループは、全国に営業拠点を有しており、地震、津波、台風などの自然災害に対して迅速かつ確な対応を行ってまいります。想定外の大規模災害が起きた場合、一定の事業運営が困難になる可能性があります。

また、人材サービスの事業の性質上、多数のスタッフや顧客企業と提携しており、スタッフの安否確認や契約内容の調整等、多大な業務負荷を要することから当社グループの事業運営に影響を与えるとともに、財政状態や業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに当社グループは、事業活動をコンピュータシステムやネットワークに大きく依存しており、当社グループの業務管理システム内に、登録スタッフの個人情報や顧客企業の基本情報等を大量に保有しております。このため、システムのセキュリティやバックアップ体制の強化等、不測の事態に備えて対策を講じておりますが、これらの対策にも関わらず人為的ミスや自然災害などにより業務管理システム等に障害が発生した場合、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。またそれが長期化した場合には、スタッフに対する勤怠管理、給与の支払、顧客に対する代金の請求、与信管理の業務等に支障を来し、当社グループの提供するサービスの信頼性の低下や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 内部管理体制について

当社は、2009年4月に設立し、未だ社歴が浅く成長途上にあり、今後の事業展開や成長を支えるためにも内部管理体制のより一層の充実を図っていく予定であります。

今後、事業規模の拡大に合わせ、内部管理体制も充実・強化させていく方針ではありますが、事業の拡大及び人員の増加に適時適切に組織的な対応ができなかった場合、事業展開に影響が出るなどして、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材サービス業界の動向について

当社グループが属する人材サービス業界は、社会情勢、景気動向や雇用情勢等の影響を受けやすいものであります。今後、市場環境の悪化や既存顧客の人材需要が大きく減退し、景気後退した場合には、顧客との労働者派遣契約数の急激な減少や人材紹介の需要減など、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新規事業進出について

当社グループでは、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するために、新規事業への取り組みを進めていく方針であります。新規事業が安定して収益を生み出すまでには一定の期間を要することが予想され、全体の利益率を低下させる可能性があります。また、将来の事業環境の変化等により、新規事業が当社グループの目論見どおりに推移せず、新規事業への投資に対し、十分な回収を行うことができなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 訴訟について

現時点で、当社グループは損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。当社グループは法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築するとともに、取引先、従業員その他の第三者との関係において、訴訟リスクを低減するよう努めております。しかしながら、当社グループの登録スタッフによる派遣先等でのトラブルが発生した場合や、取引先等との関係に何かしらの問題が生じた場合には、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起されるリスクがあります。かかる損害賠償の金額、訴訟の内容及び結果によっては、当社グループの社会的信用、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12)大株主について

当社の創業者である川嶋一郎は当社の代表取締役会長兼社長であるため、当社といたしましても安定株主であると認識しておりますが、本書提出日現在、当社発行済株式総数の50.22%を保有しており、将来的に同氏により当社株式が売却された場合、当社株式の市場価格や流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

(13) B H株式会社が出資する企業との関係について

当社の代表取締役会長兼社長である川嶋一郎が代表取締役を務める B H株式会社は、創業支援やスタートアップ投資を目的とした経営コンサルティング事業を行っており、人材サービスに関わる出資先として下表の会社に出資しております。

会社名	事業内容	B H株式会社/ 川嶋一郎の出資比率
株式会社アズスタッフ	ドライバー、保育士を主とした人材派遣	91.1%
WML, . Ltd	米国における人材紹介	35.2%

当社グループは、B H株式会社が出資する会社との間で取引関係はなく、人的な交流も行われておりません。

B H株式会社の運営方針は、原則として、創業時若しくはスタートアップ期の企業に対し資金提供を行い、企業の成長に応じて段階的な株式譲渡により資金回収を行い、同時に持株比率を低下させるものとしております。そのため、出資先各社の経営は経営陣に一任し、経営判断及び事業展開には一切関与せず、人材サービスを営む会社の役員の兼務や、出資先各社間の交流、関係強化は行わない方針であります。当社グループとしましては、コーポレート・ガバナンスの強化の一環で、B H株式会社及び同氏による事業調整の可能性を排除することを目的に、当グループ社及びB H株式会社並びに同氏との間で、B H株式会社及び同氏が今後新たに当社グループと競合する事業を行う企業への出資を事前に防止するための協定書を三者間で締結し、当社グループ事業に毀損が生じないよう管理しております。なお、出資前に、同氏は当社取締役会にて当該出資予定先の事業内容の説明を行い、同氏を除く取締役会参加者が競合の有無について協議の上、その結果を同氏へ伝えることとしております。

川嶋一郎は当社の筆頭株主であり、B H株式会社を通じ様々な会社への出資も継続することとなりますが、当社は独立性の高い社外役員を選任し透明性の高いガバナンス体制を構築しているほか、B H株式会社との人的・資本的関係を有していないことから、事業展開にあたっては、独自に意思決定し実行してまいります。ただし、川嶋一郎及びB H株式会社の各社に対する出資や経営の方針等に変更が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営成績等の概要

(1) 経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀の各種政策を背景とした企業収益の拡大や雇用環境の改善など緩やかな回復基調が続いているものの、米国の通商政策や中国経済の動向及び地政学リスクの存在など、先行き不透明な状況にあります。

人材サービス業界を取り巻く環境におきましては、厚生労働省が発表した2019年9月の有効求人倍率が1.57倍と高水準の状態が継続していることに加え、総務省統計局が発表した2019年8月の完全失業率の指数は2.4%と低水準に留まり、企業の人手不足感は一段と強まっております。

このような経済状況のもと、当社の運営する「高齢化社会型人材サービス」の環境は、内閣府の2019年版高齢社会白書によりますと、当社で定義しておりますアクティブシニア（55歳以上の働く意欲のある人）の労働力人口（55歳以上）は、2019年度の推計で2,050万人（前年対比3.2%増）、総労働力人口の30.0%を占めております。アクティブシニアの労働力人口は、年々増加傾向にあり、当社の事業領域も拡大していくことが見込まれます。

このような経営環境の中、当社グループは継続的な企業価値の向上を実現すべく、シニアワーク事業、シニアケア事業の積極拡大に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は11,594,565千円、営業利益は250,807千円、経常利益は281,539千円、親会社株主に帰属する当期純利益は157,368千円となりました。

なお、当社は「高齢化社会型人材サービス」の単一セグメントであります。事業別の業績を示すと以下のとおりであります。

シニアワーク事業

シニアワーク事業は、主にコールセンター、公共機関における事務作業を行うホワイトカラー職種とビルメンテナンス、ベッドメイキング、ロジスティクスなどの身体的な作業を行うブルーカラー職種との2つの分野においてアクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行っております。現在のアクティブシニアは、今までのキャリア形成過程においても、これから望む就業環境においても、ホワイトカラー分野を主とする方が増加しており、供給力を強みに、2019年1月に名古屋支店、同5月に神戸支店にて新たに該当職種の取り扱いを開始するなど、事業拡大に注力してまいりました。一方で、ブルーカラー分野においては、2019年9月に札幌支店にて該当職種の取り扱いを開始いたしました。引き続き取扱い職種の開拓及び新たな働き方の提案が課題であると認識しており、シニア活用コンサルタントの採用育成の強化を図っております。

この結果、シニアワーク事業の売上高は4,543,362千円となりました。

シニアケア事業

シニアケア事業は、主に介護施設に対して、看護師や介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。本事業においては、人手不足に悩む全国の介護施設への人材供給を行うべく積極的な支店開設を基本方針としており、この方針に則り、高松支店及び浜松支店を2019年2月に開設し、本事業と同様の事業を営む株式会社キューボグループを株式交換により、2019年1月16日を効力発生日として子会社化しております。また、既存支店においては、業績拡大を目的に、既存支店の中での担当地域の細分化による営業活動の深堀、登録スタッフ増加のための広告宣伝の強化、従業員採用の強化を図っております。

この結果、シニアケア事業の売上高は7,051,202千円となりました。

(2) 財政状態

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は、3,131,099千円となりました。主な内訳は、現金及び預金1,211,784千円、売掛金1,272,289千円、流動資産の「その他」に含まれる前払費用42,528千円、のれん282,765千円、差入保証金162,212千円であります。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は、1,781,088千円となりました。主な内訳は、未払費用640,905千円、短期借入金700,000千円、未払消費税等187,496千円であります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、1,350,010千円となりました。主な内訳は、資本金157,310千円、資本剰余金137,310千円、利益剰余金1,163,976千円、自己株式152,306千円であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、1,211,784千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は20,331千円となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益274,753千円の計上、のれん償却費50,830千円の計上、未払費用の増加21,930千円が生じた一方で、売上債権の増加126,084千円、未払消費税等の減少22,466千円、法人税等の支払額180,395千円が生じたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は59,654千円となりました。

これは主に、差入保証金の差入による支出が34,269千円、有形固定資産の取得による支出が6,085千円、無形固定資産の取得による支出が22,700千円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は65,977千円となりました。

これは主に、短期借入金700,000千円が増加した一方で、長期借入金の返済による支出101,522千円、配当金の支払額53,130千円、自己株式取得による支出499,909千円が生じたことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、高齢化社会型人材サービスを営んでおり、提供するサービスの関係上、受注状況の記載になじまないため記載しておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業別に示しますと、次のとおりであります。

事業の名称	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	前年同期比(%)
シニアワーク事業 (千円)	4,543,362	-
シニアケア事業 (千円)	7,051,202	-
合計(千円)	11,594,565	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較を省略しております。

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っております。

その他重要な会計方針は「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

当社グループの当連結会計年度における財務状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 財政状態」に記載のとおりであります。

(3) 経営成績の分析

連結損益計算書の主要項目ごとの主な状況は、次のとおりであります。当連結会計年度は、連結初年度にあたるため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、11,594,565千円となりました。これはシニアワーク事業におけるコールセンター向け派遣の成長、シニアケア事業における既存分野の成長回復及び期中で連結子会社となったキューボグループの寄与によるものであります。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上総利益は、2,394,143千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、2,143,335千円となりました。これは主に、事業規模の拡大に伴う人件費の増加によるものであります。

(営業利益)

当連結会計年度の営業利益は、250,807千円となりました。

(経常利益)

当連結会計年度の経常利益は、281,539千円となりました。

(親会社に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社に帰属する当期純利益は、157,368千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金需要のうち主なものは、派遣スタッフの人件費のほか販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。営業費用の主なものは、給与、宣伝広告費、地代家賃等であります。

また、今後の更なる成長の為に、新規出店の加速、設備投資、M&A等に取り組む方針です。これらの資金需要は自己資金により充当する事が基本方針であります。必要に応じて金融機関からの借入を実施いたします。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2. 事業等のリスク」に記載のとおり、事業の許認可と法的規制、社会保険料の負担、自然災害及びシステム障害等、様々なものがあると認識しております。そのため、当社は常に市場動向、政府の政策に留意しつつ、優秀な人材を確保、内部管理体制を強化し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を低減し、適切に対応を行ってまいります。

(7) 戦略的現状と見通し

当社グループは、「高齢化社会のなかで、すべての人々が仕事を通じて社会に貢献し、生きがいを見つけることのできる世の中の実現を目指します。」という企業理念のもと、高齢化社会型人材サービスとして、アクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行うシニアワーク事業と、主に介護施設向けの看護師等の有資格者の人材派遣、人材紹介を行うシニアケア事業に区分し、社会的な追い風を受けつつ急成長を果たしております。

シニアワーク事業については、シニア活用コンサルタントにより、さらなるアクティブシニアの就業機会の創造と有資格者のアクティブシニアの経験とノウハウを活用した人材紹介を推進することで成長を継続いたします。シニアケア事業は、需要の大きい看護師資格保有者の人材派遣及び人材紹介を継続して行うことで成長を維持しつつ、全国規模で介護施設のクライアントを開拓し、さらに市場規模が大きいと考えている介護士の人材派遣及び紹介による成長を目指します。

(8) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループの高齢化社会型人材サービスは、今後も成長が見込まれますが、当社が今後も持続的に成長するためには、経営陣となるべき人材の確保、経営管理体制やコーポレート・ガバナンス体制、コンプライアンス体制の構築が最も重要な問題であると認識しています。

4【経営上の重要な契約等】

当社による株式会社キューボグループの子会社化に関する株式交換契約の締結

当社は、2018年11月29日開催の取締役会決議に基づき、株式会社キューボグループとの間で、2018年12月26日に株式交換契約を締結し、2019年1月16日に株式交換を行い、株式会社キューボグループを完全子会社といたしました。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中における設備投資は、新規出店や既存支店内の設備及び経営効率、ガバナンスの強化を目的としたシステム投資を中心に総額30,431千円の設備投資を実施しております。

主な投資としましては、業務の効率化を目的とした基幹システムのリプレイスに17,200千円、新規出店や既存支店内の設備として7,830千円を実施しております。

当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。なお、当社は高齢化社会型人材サービスの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都新宿区)	本社設備	11,535	3,635	35,954	51,125	54
大阪支店 (大阪府大阪市北区)	営業所設備	8,651	1,068	-	9,719	25
高知事務センター (高知県高知市)	事務センター 設備	1,200	1,577	-	2,777	27
福岡支店 (福岡県福岡市中央区)	営業所設備	1,252	146	-	1,399	10
札幌支店 (北海道札幌市中央区)	営業所設備	728	214	-	943	11
名古屋支店他20支店 (愛知県名古屋市中区他)	営業所設備	10,246	2,417	-	12,664	99

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 「ソフトウェア」にはソフトウェア仮勘定が含まれております。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。

(2) 国内子会社

主要な設備はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の改修
該当事項はありません。
- (3) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,000,000
計	32,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2019年12月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,622,080	8,622,080	株式会社東京証券取引所 (マザーズ市場)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	8,622,080	8,622,080	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2019年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	2014年9月16日 臨時取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 34名
新株予約権の数(個)	144
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250
新株予約権の行使期間	自 2016年9月17日 至 2024年9月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他の一切の処分ができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、行使価額は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合行使価額を次の算式により調整する。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times$$

株式分割(又は株式併合)の比率

(ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)行使価額を次の算式により調整する。

$$\begin{array}{l} \text{既発行} \quad \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ \text{株式数} + \end{array}$$

新規発行前の株価

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times$$

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は開始日の属する月の前月末日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

また、自己株式の処分を行う場合には、上記算式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

当社又は当社関係会社の取締役若しくは、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、また、定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。また、本新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。

4. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(ii) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で募集新株予約権を取得することができる。

5. 2017年1月26日開催の取締役会決議により、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、また2017年11月22日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2018年3月15日 取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 58名
新株予約権の数(個)	169
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,900(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,910
新株予約権の行使期間	自 2020年3月31日 至 2027年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,910 資本組入額 1,955
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他の一切の処分ができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(注) 2 . 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の(1)又は(2)を行う場合は、それぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(1) 株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注) 3 . 本新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査等委員又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査等委員の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査等委員又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

(2) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注) 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりです。

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき、合理的な調整がなされた数とする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により新株を発行する場合における資本組入額」に準ずる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会議決が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2015年12月4日 (注1)	1,800,000	2,000,000	-	20,000	-	-
2016年6月24日 (注2)	150,000	2,150,000	134,550	154,550	134,550	134,550
2017年4月1日 (注3)	2,150,000	4,300,000	-	154,550	-	134,550
2017年4月7日 (注4)	400	4,300,400	100	154,650	100	134,650
2017年4月24日 (注4)	320	4,300,720	80	154,730	80	134,730
2017年7月25日 (注4)	320	4,301,040	80	154,810	80	134,810
2018年1月1日 (注3)	4,301,040	8,602,080	-	154,810	-	134,810
2018年1月30日 (注4)	2,560	8,604,640	320	155,130	320	135,130
2018年2月28日 (注4)	16,000	8,620,640	2,000	157,130	2,000	137,130
2018年3月31日 (注4)	800	8,621,440	100	157,230	100	137,230
2018年9月30日 (注4)	480	8,621,920	60	157,290	60	137,290
2019年9月14日 (注4)	160	8,622,080	20	157,310	20	137,310

(注) 1. 株式分割(1:10)によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,950円

引受価額 1,794円

資本組入額 897円

払込金総額 269,100千円

3. 株式分割(1:2)によるものであります。

4. 新株予約権の権利行使によるものであります。

(5)【所有者別状況】

2019年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式 の状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	4	24	22	19	12	4,282	4,363	-
所有株式数 (単元)	-	4,415	1,003	2,141	3,279	38	75,312	86,188	3,280
所有株式数の割 合(%)	-	5.122	1.163	2.484	3.804	0.044	87.381	100.00	-

(注) 自己株式118,600株は、「個人その他」に1,186単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
川嶋 一郎	東京都渋谷区	4,270,520	50.22
蒲原 翔太	東京都多摩市	443,540	5.22
北野 大輔	埼玉県さいたま市	361,100	4.25
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	232,000	2.73
野村信託銀行株式会社(投信 口)	東京都千代田区大手町二丁目2-2	185,000	2.18
MSIP CLIENT SECURITIES	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K.	156,960	1.85
株式会社だいこう証券ビジネス	東京都江東区潮見二丁目9-15	95,000	1.18
株式会社ワイズ	京都府京都市下京西七条掛越町60 菱ビル 202A	81,900	0.97
竹上 雅彦	神奈川県川崎市宮前区	77,400	0.91
BBH FOR MATTHEWS ASIA ESG FUND	4 EMBARCADERO CTR STE 550, SAN FARANCISCO, CALIFORNIA, 94111	39,700	0.47
計	-	5,943,120	69.89

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式118,600株があります。

2. 前事業年度末において主要株主であった溝部 正太は、当事業年度末現在では、主要株主ではなくなりました。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 118,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,500,200	85,002	-
単元未満株式	普通株式 3,280	-	-
発行済株式総数	8,622,080	-	-
総株主の議決権	-	85,002	-

【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社キャリア	東京都新宿区西新宿 2-6-1新宿住友ビル	118,600	-	118,600	1.38
計	-	118,600	-	118,600	1.38

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区 分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の 総額(円)	株式数(株)	処分価額の 総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	434,200	557,078,600	434,200	557,078,600
その他				
保有自己株式数	118,600	-	118,600	-

(注) 提出日現在の保有自己株式数には、2019年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式数は、含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元と長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、業績に応じた適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、当社は、「当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める」旨定款に定めております。

当連結会計年度の配当につきましては、上記の方針に基づき、中間配当として2019年4月18日開催の取締役会において1株当たり2円50銭、期末配当として2019年10月17日開催の取締役会において1株当たり3円75銭と決議しております。

また、内部留保資金につきましては、財務体質を強化しつつ、企業の継続的発展のため将来の事業展開等を戦略的に判断し、効果的な設備投資等に投資していく方針であります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、次のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2019年4月18日 取締役会決議	21,258	2.50
2019年10月17日 取締役会決議	31,888	3.75

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率性、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。

このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示（タイムリーディスクロージャー）を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．会社の機関の基本説明

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に図るため、2019年12月24日開催の第11回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。この移行の目的は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実に図り、更なる企業価値向上を目指したものです。

当社のガバナンス体制につきましては株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人、内部監査室で構成されております。当該体制は、当社の事業規模等を勘案し採用しているもので、それぞれの役割を果たすことで、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するものと考えております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制に係る各機関、組織は以下のとおりであります。

<取締役会>

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役3名）で構成されており、月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、監査等委員も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

<監査等委員会>

当社の監査等委員会は3名（うち社外取締役2名）で構成されており、月1回の定時監査等委員会を開催しております。監査等委員は、取締役会及び必要に応じてその他社内の重要な会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、常勤監査等委員は、会計監査人及び内部監査室との情報交換を積極的に行うことにより、情報の共有化に努め、監査の客観性、厳密性、効率性及び網羅性を高めております。

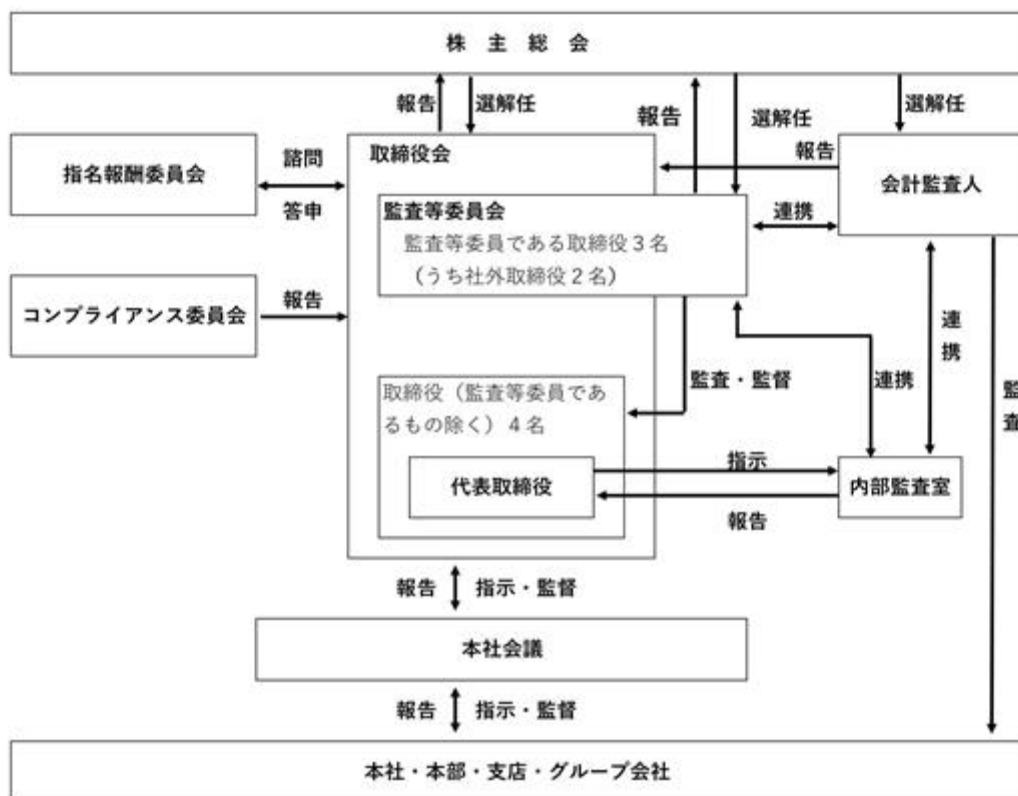
<本社会議>

当社の本社会議は、常勤取締役（監査等委員である者を除く。）、常勤監査等委員、各グループマネージャーで構成されており、原則として毎週月曜日に開催しております。本社会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、取締役会で決定した経営基本方針に基づき、業務執行に係る重要な事項についての審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

<会計監査人>

当社は、会計監査につきましては、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

当社におけるコーポレート・ガバナンスの概略図は以下のとおりです。



ロ．内部統制システムの整備の状況

当社では、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、この基本方針に則り業務の適正を確保するための体制を整備、運用しております。

1．当社の取締役及び使用人及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。当社代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告するものとする。
- (2) 法令・定款及び社会規範を遵守するために、正社員就業規則等に「服務規律」を制定し、全社に周知・徹底する。
- (3) 総務部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- (4) 当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わないとする内部通報規程を「コンプライアンス規程」に規定するとともに、内部通報窓口を設ける。
- (5) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。更に、内部環境及び外部環境の重要な変更があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、統制活動の変更の必要性を検討するよう努める。
- (6) 監査等委員は、「監査等委員会規程」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。また、監査等委員は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、並びに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会議事録を含むその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び「文書管理規程」などに基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理を行う。
 - (2) 取締役及び監査等委員は、これらの文書などを、常時閲覧できるものとする。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い、「リスク管理規程」を制定し、当社グループ全体の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - (2) 「リスク管理規程」を定めてリスク管理委員会を設置し、原則として年1回定期的に開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - (3) 危機発生時には、対策本部などを設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整え、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
 - (4) 監査等委員及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。
 - (5) 取締役会は、定期的リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
 - (6) 取締役会及びコンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、不正を犯させるに至る動機、原因、背景等を踏まえ、再発防止策の立案及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて、当社グループ全体での再発防止策の展開等の活動を推進する。

4. 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - (2) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて適宜臨時に開催し、適切な職務執行が行える体制を確保する。

5. 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社子会社の業務執行の状況については、定期的にと取締役会において報告されるものとする。
 - (2) 当社の定める「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告又は取締役会の承認を義務付けるものとする。
 - (3) 内部監査室は、当社子会社に対する内部監査の結果を、適宜、代表取締役に報告するものとする。

6. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、「関係会社管理規程」により子会社に対する管理基準等を定めるものとする。
 - (2) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営管理グループはその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
 - (3) 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の当社の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会の職務は、内部監査室の使用人においてこれを補助する。
 - (2) 監査等委員会を補助する使用人は、専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である者を除く。）及び上長などの指揮命令を受けないものとする。
 - (3) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

8. 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - (1) 監査等委員は、取締役会のほか本会議など重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - (2) 当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員に報告する。
 - (3) 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の定めに従い、監査等委員からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

9. 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しております。

10. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、法令に従い、社外監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - (2) 監査等委員は、代表取締役社長及び内部監査室と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - (3) 監査等委員は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - (4) 監査等委員は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
11. 反社会的勢力排除に向けた体制
- (1) 当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。
 - (2) 当社は、反社会的勢力に対して、コーポレートディビジョンマネジャー若しくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。
12. 財務報告に係る内部統制
- (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査等委員、取締役に報告する。
 - (2) 監査等委員は、内部統制報告書を監査し、取締役会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。
13. ITへの対応
- (1) 経営者は、中長期的な展望でITへの取り組みを検討するよう努める。ITの投資は、各部からの要望を集約したものと事業計画とを照らして優先順位付けをした上で実施計画を立案する。
 - (2) 業界や取引先のITへの対応状況を認識し、財務報告に係る、内部統制の整備方針を決定する。
 - (3) 経営者は、自動化した統制と手作業による統制の特徴を把握し、各リスクに対しいずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択する。
 - (4) 経営者は、ITに係る全般統制及びITに係る業務処理統制に係るマニュアル・規程を整備するよう努める。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続的な成長を確保するため、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。この規程は、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じることにより、万一リスクが顕在化した場合でも損害を最小限にとどめることで、会社としての社会的責任を果たし、企業価値の維持・向上を図ることを目的としております。

代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として年1回定期的に開催し、リスク管理システムの整備・運用に関する報告、リスク対策等に関する審議を行っております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び監査等委員との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。これに基づき、社外取締役及び監査等委員との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。これは、社外取締役及び監査等委員が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役は、3名以上とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を所有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行う事を目的とするものであります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長兼社長	川嶋 一郎	1978年7月12日生	2001年2月 株式会社ザッパラス入社 2007年10月 BH株式会社設立 代表取締役就任 (現任) 2008年5月 株式会社PINK設立 代表取締役就任 2009年3月 株式会社POINTDAKARA 代表取締役就任 2009年4月 当社設立 代表取締役就任 2009年12月 株式会社POINTDAKARA 取締役就任 (現任) 2011年8月 株式会社アズスタッフ設立 取締役就任 2011年10月 当社代表取締役会長就任 2011年12月 プラスハチイチ株式会社 代表取締役就任 2011年12月 株式会社アプリプラス設立 取締役就任 2012年10月 株式会社BUY THE WAY設立 取締役就任 2013年9月 当社取締役会長就任 2018年10月 当社代表取締役会長兼社長(現任) 2019年3月 株式会社キューボグループ 代表取締役就任(現任) 2019年4月 株式会社J R西日本キャリア 代表取締役就任(現任)	(注)3	4,270,520
取締役	竹上 雅彦	1978年3月31日生	2001年4月 グッドウィル・グループ株式会社入社 2004年8月 株式会社グッドウィルへ転籍 2008年8月 ワールドキャリア株式会社 取締役就任 2012年4月 株式会社ブレイブ 執行役員事業本部長 2013年9月 株式会社ブレイブ 取締役就任 2017年3月 株式会社キューボ設立 代表取締役就任(現任) 2018年11月 株式会社キューボグループ設立 代表取締役 2018年12月 当社取締役就任(現任) 2019年3月 株式会社キューボグループ 取締役(現任)	(注)3	77,400
取締役	羽鳥 雅之	1981年5月11日生	2007年10月 株式会社アステシア入社 2009年4月 メディカル・ケア・サービス株式会社入社 2012年12月 株式会社リッチメディア入社 2015年9月 株式会社Bird設立 代表取締役就任(現任) 2016年8月 当社入社 社長室室長 2017年4月 当社管理本部副本部長 2018年10月 当社経営企画部部長 2018年12月 当社取締役就任(現任) 2019年3月 株式会社キューボグループ 取締役就任(現任) 2019年11月 当社コーポレートディビジョンマネジャー就任(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	谷間 真	1971年10月6日生	1997年1月 公認会計士谷間真事務所開業 1999年5月 株式会社ディー・ブレイン関西 代表取締役就任 2002年7月 株式会社ザッパラス 監査役就任 2002年8月 株式会社プロ・クエスト 代表取 締役就任 2004年10月 株式会社バルニバービ 取締役就 任(現任) 2004年11月 株式会社開門海 取締役就任 2005年7月 株式会社ザッパラス 取締役就任 2007年4月 株式会社開門海 代表取締役就任 2012年2月 株式会社T-REVIVEコンサルティン グ 代表取締役就任(現任) 2013年3月 株式会社セントリス・コーポレー トアドバイザー 代表取締役就 任(現任) 2013年10月 当社社外監査役就任 2013年11月 株式会社セントリス・アジア ン マーケティング 代表取締役就任 2014年5月 株式会社アクリート 取締役就任 (現任) 2014年7月 株式会社ザッパラス 監査役就任 2015年3月 株式会社WCS 社外取締役就任 (現任) 2015年7月 株式会社大都 監査役(現任) 2015年12月 当社社外取締役就任(現任) 2015年12月 株式会社日本医療機器開発機構 監査役就任(現任) 2016年7月 メディカルフィットネスラボラト リー株式会社(現CAPS株式 会社) 監査役就任 2017年3月 株式会社FREEMIND 取締役(現 任) 2017年7月 株式会社ザッパラス 社外取締役 監査等委員(現任) 2017年11月 株式会社リアル 取締役就任(現 任) 2018年1月 シンフォニーマーケティング株式 会社 取締役就任(現任) 2018年6月 株式会社ココカラファイン 取締 役就任(現任) 2018年8月 メディカルフィットネスラボラト リー株式会社(現CAPS株式 会社) 取締役就任(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	竹澤 大格	1968年1月29日生	1993年4月 弁護士登録、松嶋・寺澤法律事務所入所 1997年9月 ウィットマン・ブリード・アボット・モルガン法律事務所(米国ニューヨーク州ニューヨーク市)入所 1998年4月 ニューヨーク州弁護士登録 2014年12月 汐留総合法律事務所開設 同事務所所長就任(現任) 2016年3月 当社社外取締役就任 2019年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	-
取締役	吉村 精治	1952年4月16日生	1976年6月 株式会社三越(現株式会社三越伊勢丹)入社 2009年4月 レオドル商事株式会社 取締役就任 2011年4月 株式会社ヴィジョン・エイ 取締役就任 2011年8月 当社入社 2014年1月 当社監査役就任 2019年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	-
取締役	山本 和成	1973年1月3日生	2002年10月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入社 2003年6月 監査法人再編に伴い、あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)へ異動 2007年10月 ブリッジ税理士法人・ブリッジ共同公認会計士事務所入所 2010年4月 ブリッジ税理士法人 パートナー就任 2013年10月 山本和成公認会計士・税理士事務所開設 同事務所所長就任(現任) 2019年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	-
計					4,347,920

- (注) 1. 取締役谷間 真、竹澤 大格、山本 和成は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員については次のとおりであります。
委員 吉村 精治、竹澤 大格、山本 和成
なお、吉村 精治は監査等委員会委員長であります。監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役からの情報収集及び内部監査室と監査等委員会との連携を図るため監査等委員長に選定しております。
3. 2019年12月24日開催の定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2019年12月24日開催の定時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

谷間真氏は、企業経営者として企業経営の卓越した経験と見識を備えており、会計の専門家として、公正かつ客観的な立場から経営に関する適切な意見を述べており、当社の社外取締役として適任と判断しております。同氏は、株式会社T-REVIVEコンサルティング及び株式会社セントリス・コーポレートアドバイザーの代表取締役を、株式会社バルニバービ、株式会社アクリート、株式会社FREEMIND、株式会社WCS、株式会社リアル、シンフォニーマーケティング株式会社、株式会社ココカラファイン及びメディカルフィットネスラボラトリー株式会社（現CAP株式会社）の取締役を、株式会社大都及び株式会社日本医療機器開発機構の監査役を、株式会社ザッパラスの社外取締役監査等委員を兼務しております。当社と同氏の兼務先との間に重要な取引及びその他の関係はありません。同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、また、当社との間に特別の利害関係はないため、独立役員として指定しております。

竹澤大格氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に関する高度な知見を有しているため、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献いただきたいため社外取締役といたしました。当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員として適任であると判断し、指定しております。

山本和成氏は、公認会計士、税理士としての専門的見地から企業会計、企業税務に関する高度な知見を有しているため、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献いただきたいため社外取締役といたしました。当社と山本和成氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員として適任であると判断し、指定しております。

社外取締役及び社外監査等委員は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の重要な会議体に出席し、豊富な経験と幅広い知見から取締役会等の意思決定における適正性を確保するため、経営陣から独立した中立的な立場で助言・提言を行っております。

当社は、社外取締役及び社外監査等委員と会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査等委員を選任するための独立性に関する基準又は、方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを前提に判断しております。

社外取締役又は社外監査等委員による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への参加を通じ、監査等委員監査及び会計監査人による監査結果、内部統制に係る評価結果及び内部統制システムの運用状況等の報告を受け、その独立した立場から適宜助言を行うことで適切に監督しております。

社外監査等委員は、監査等委員会において各監査等委員の監査結果報告や内部監査に関する情報交換を行っております。また、内部統制部門担当者と密に連携を取り、内部監査の実施状況の報告を受けるほか、監査上の課題や問題点の有無について適宜意見交換を行うことで、監査機能の向上を図っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員監査の状況

監査等委員会は監査等委員3名(うち社外監査等委員2名)によって構成されております。監査等委員会は、年間の監査方針を立案後、実施計画を作成しております。

監査に当たっては、議事録、稟議書、契約書等書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、監査法人の会計監査への立会、実地調査並びに取締役会ほか社内的重要会議への出席を実施しております。期末監査終了後は、監査法人と意見交換を行い、監査報告書を作成、代表取締役に提出し、定時株主総会の席上で、監査報告を行っております。

内部監査、監査等委員監査及び会計監査人との連携状況や内部統制部門との関係につきましては、取締役会等において、必要に応じて適宜報告を受け、意見交換を行っております。

内部監査の状況

当社グループは代表取締役直轄のもと、代表取締役に任命された専任の内部監査室長が、年間の監査計画に基づき、内部監査規程に則って内部監査を実施しております。内部監査室長は監査終了後、内部監査報告書を作成、代表取締役に提出し、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行い、業務活動の適正・効率性の監査を通じて、内部統制機能の充実を図っております。

内部監査室長は監査等委員及び監査法人と定期的に会合を行い、監査の方法や結果について情報交換を行うことで相互連携を図るとともに、監査等委員及び監査法人からの助言等を得て内部監査の充実を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 関口 依里

指定有限責任社員 業務執行社員 梶井 康貴

(注)継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

c. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名

その他 18名

d. 監査法人の選定方針と理由

「e. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価」において記載をしている内容をもとに選定を行っております。

e. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価について、公益財団法人日本監査役協会会計委員会が公表した「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に評価しております。また、定期的に会計監査人と情報交換し、会計監査人の業務遂行状況を確認しております。

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) d (f) から の規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
17,500	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	25,500	-
連結子会社	-	-
計	25,500	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst&Young）に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等から年度監査計画の提示を受け、監査日程、人員数その他の内容について双方協議の上、有効性及び効率性等を総合的に勘案して監査等委員会の同意の得て決定しております。

d. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査実績の状況等を確認の結果、報酬額の見積りは妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等の額は、2015年12月3日開催の第7期定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。なお、役員報酬とは別枠で2017年12月21日開催の第9回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して、企業価値・株主価値の向上への意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的としたストックオプションとして年額50,000千円以内と決議されております。また、当社の監査等委員の報酬等の額は、2013年9月25日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。

各取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役会にて決定しております。また、各監査等委員の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員会の協議により決定しております。当事業年度につきましても、かかる過程を経て各取締役及び監査等委員の報酬を決定しております。

なお、当社の取締役に対する役員報酬は固定報酬のみで構成され、業績連動報酬制度は導入しておりません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く。)	43,683	43,683	-	-	-	7
監査役(社外監査役を除く。)	6,000	6,000	-	-	-	1
社外役員	13,440	13,440	-	-	-	4

(注) 1. 役員区分において、社外役員は社外取締役2名、社外監査役2名であります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(2018年10月1日から2019年9月30日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年10月1日から2019年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年10月1日から2019年9月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容を適切に把握しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度 (2019年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,211,784
売掛金	1,272,289
その他	64,953
貸倒引当金	2,106
流動資産合計	2,546,920
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	33,615
工具、器具及び備品（純額）	9,294
車両運搬具（純額）	437
有形固定資産合計	2,43,346
無形固定資産	
ソフトウェア	30,543
ソフトウェア仮勘定	7,409
のれん	282,765
無形固定資産合計	320,717
投資その他の資産	
関係会社株式	1,18,063
差入保証金	162,212
繰延税金資産	28,213
その他	14,563
貸倒引当金	2,939
投資その他の資産合計	220,114
固定資産合計	584,178
資産合計	3,131,099
負債の部	
流動負債	
短期借入金	715,408
未払費用	640,905
未払法人税等	19,723
未払消費税等	187,496
賞与引当金	37,781
返金引当金	91
その他	124,889
流動負債合計	1,726,295
固定負債	
長期借入金	5,298
資産除去債務	49,494
固定負債合計	54,792
負債合計	1,781,088
純資産の部	
株主資本	
資本金	157,310
資本剰余金	137,310
利益剰余金	1,163,976
自己株式	152,306
株主資本合計	1,306,290
新株予約権	13,762
非支配株主持分	29,957
純資産合計	1,350,010
負債純資産合計	3,131,099

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	
売上高	11,594,565
売上原価	9,200,421
売上総利益	2,394,143
販売費及び一般管理費	1,214,335
営業利益	250,807
営業外収益	
受取利息及び配当金	350
助成金収入	14,848
消費税差額	13,572
保険解約返戻金	9,719
その他	1,690
営業外収益合計	40,182
営業外費用	
支払利息	1,283
持分法による投資損失	8,167
その他	0
営業外費用合計	9,450
経常利益	281,539
特別損失	
固定資産除却損	2,503
減損損失	3,175
特別損失合計	6,786
税金等調整前当期純利益	274,753
法人税、住民税及び事業税	104,888
法人税等調整額	3,038
法人税等合計	107,927
当期純利益	166,826
非支配株主に帰属する当期純利益	9,457
親会社株主に帰属する当期純利益	157,368

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2018年10月1日
至 2019年9月30日)

当期純利益	166,826
包括利益	166,826
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	157,368
非支配株主に係る包括利益	9,457

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	157,290	137,290	1,283,301	209,475	1,368,406
当期変動額					
新株の発行	20	20			40
剰余金の配当			21,258		21,258
親会社株主に帰属する 当期純利益			157,368		157,368
自己株式の取得				499,909	499,909
自己株式の処分			233,165	557,078	323,913
持分法の適用範囲の変 動			22,269		22,269
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	20	20	119,324	57,169	62,115
当期末残高	157,310	137,310	1,163,976	152,306	1,306,290

	新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	7,230	-	1,375,636
当期変動額			
新株の発行			40
剰余金の配当			21,258
親会社株主に帰属する 当期純利益			157,368
自己株式の取得			499,909
自己株式の処分			323,913
持分法の適用範囲の変 動			22,269
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,531	29,957	36,489
当期変動額合計	6,531	29,957	25,626
当期末残高	13,762	29,957	1,350,010

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2018年10月1日
至 2019年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	274,753
のれん償却額	50,830
減価償却費	18,685
固定資産除却損	5,031
減損損失	1,754
持分法による投資損益(は益)	8,167
株式報酬費用	6,531
貸倒引当金の増減額(は減少)	267
賞与引当金の増減額(は減少)	4,934
返金引当金の増減額(は減少)	280
受取利息及び受取配当金	350
支払利息	1,283
売上債権の増減額(は増加)	126,084
未払費用の増減額(は減少)	21,930
未払消費税等の増減額(は減少)	22,466
その他	83,460
小計	160,992
利息及び配当金の受取額	350
利息の支払額	1,279
法人税等の支払額	180,395
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,331
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	6,085
無形固定資産の取得による支出	22,700
資産除去債務の履行による支出	983
短期貸付けによる支出	70
短期貸付金の回収による収入	45
差入保証金の回収による収入	4,409
差入保証金の差入による支出	34,269
投資活動によるキャッシュ・フロー	59,654
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の増減額(は減少)	700,000
長期借入金の返済による支出	101,522
配当金の支払額	53,130
株式の発行による収入	40
自己株式の取得による支出	499,909
非支配株主からの払込みによる収入	20,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	65,977
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	14,007
現金及び現金同等物の期首残高	1,132,792
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	2,930,000
現金及び現金同等物の期末残高	1,211,784

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しております。連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

1. 連結範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社
連結子会社の名称 株式会社キューボグループ
株式会社キューボ
株式会社キャスト
株式会社オプション

(2) 非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

当連結会計年度より株式交換にて取得した株式会社キューボグループ、並びに同社の子会社の株式会社キューボ、株式会社オプション及び株式会社キャストを連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 1社
持分法適用会社の名称 株式会社JR西日本キャリア
(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等
該当事項はありません。

当社は当連結会計年度より連結財務諸表を作成しており、これに伴い株式会社JR西日本キャリアを持分法適用会社としております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 持分法の適用手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で仮決算を行い、その財務諸表を使用しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	5年～10年
車両運搬具	2年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいておりません。

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度末に負担すべき額を計上しております。

返金引当金

人材紹介手数料の返金負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

5年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	
給料手当	822,070千円
広告宣伝費	310,177
減価償却費	18,685
貸倒引当金繰入額	178
賞与引当金繰入額	37,781

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	
工具、器具及び備品	31千円
ソフトウェア仮勘定	5,000
計	5,031

3 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
池袋支店 (東京都豊島区)	支店設備等	建物	846
		工具、器具及び備品	0
岡山支店 (岡山県岡山市)	支店設備等	建物	726
		工具、器具及び備品	181

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として支店を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、当連結会計年度において収益性が著しく低下した上記の地域に所在する支店の固定資産について、その帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失1,754千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は、資産除去債務として計上し発生すると見込まれる原状回復費用1,572千円、工具、器具及び備品181千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しており、支店の建物、工具、器具及び備品については売却や他への転用が困難であるため、正味売却価額はゼロと算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	8,621,920	160	-	8,622,080
合計	8,621,920	160	-	8,622,080
自己株式				
普通株式	88,200	464,600	434,200	118,600
合計	88,200	464,600	434,200	118,600

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	13,762
	合計	-	-	-	-	-	13,762

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年9月20日 取締役会	普通株式	32,001	3.75	2018年9月30日	2018年12月27日
2019年4月18日 取締役会	普通株式	21,258	2.50	2019年3月31日	2019年6月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年10月17日 取締役会	普通株式	31,888	利益剰余金	3.75	2019年9月30日	2019年12月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金勘定	1,211,784千円
現金及び現金同等物	1,211,784

2 重要な非資金取引の内容

株式交換により、新たに連結した株式会社キューボグループの連結開始時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

流動資産	206,437千円
固定資産	22,125千円
資産合計	228,563千円
流動負債	139,594千円
固定負債	88,868千円
負債合計	228,463千円

なお、流動資産には連結開始時の現金及び現金同等物が93,000千円が含まれており、「株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額」に計上しております。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金調達については、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

未払費用及び未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、金融機関からの借入により調達しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、定期的に相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

当連結会計年度（2019年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,211,784	1,211,784	-
(2) 売掛金	1,272,289	1,272,289	-
(3) 差入保証金	162,212	165,019	2,807
資産計	2,646,285	2,649,093	2,807
(1) 短期借入金	700,000	700,000	-
(2) 未払金	19,723	19,723	-
(3) 未払費用	640,905	640,95	-
(4) 未払消費税等	187,496	187,496	-
(5) 長期借入金(*)	20,706	20,349	356
負債計	1,568,831	1,568,475	356

(*) 1年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2019年9月30日)
関係会社株式	18,063

上記の株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2019年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	1,272,289	-	-	-
合計	1,272,289	-	-	-

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2019年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(*)	15,408	2,040	2,040	1,218	-	-
合計	15,408	2,040	2,040	1,218	-	-

(*) 1年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
売上原価の株式報酬費	-
販売費及び一般管理費の株式報酬費	6,531

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

発行日	第3回新株予約権 (2014年9月25日)	第4回新株予約権 (2018年3月30日)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 34名	当社従業員 58名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注1)	普通株式 36,640株	普通株式 24,100株
付与日	2014年9月25日	2018年3月30日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日(2016年9月26日)まで継続して勤務していること。	(注2)
対象勤務期間	自2014年9月25日 至2016年9月16日	対象勤務期間の定め はありません。
権利行使期間	自2016年9月17日 至2024年9月16日	自2020年3月31日 至2027年3月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2015年12月4日の株式分割(1株につき10株の割合)、2017年4月1日の株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年1月1日付の株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役の任期満了による退任、当社または当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

発行日	第3回新株予約権 (2014年9月25日)	第4回新株予約権 (2018年3月30日)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	22,100
付与	-	-
失効	-	5,200
権利確定	-	-
未確定残	-	16,900
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	5,760	-
権利確定	-	-
権利行使	160	-
失効	-	-
未行使残	5,600	-

(注) 2015年12月4日付の株式分割(1株につき10株の割合)、2017年4月1日付の株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年1月1日付の株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

発行日	第3回新株予約権 (2014年9月25日)	第4回新株予約権 (2018年3月30日)
権利行使価格 (円)	250	3,910
行使時平均株価 (円)	764	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	1,028

(注) 2015年12月4日付の株式分割(1株につき10株の割合)、2017年4月1日付の株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年1月1日付の株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第3回新株予約権

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が付与日において未公開企業であったため本源的価値によっております。また、本源的価値を算出する基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュフロー法及び純資産方式により算出しております。

(2) 第4回新株予約権

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎値及びその見積もり方法

株価変動性 (注1)	29.5%
予想残存期間 (注2)	5.5年
予想配当 (注3)	6.25円/株
無リスク利率 (注4)	0.1%

(注) 1. 類似上場企業のヒストリカルボラティリティを参考にしております。

2. 予想残存期間の合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと仮定しております。

3. 直近までの配当実績等を勘案しております。

4. 予想残存期間と同程度の期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみを反映する方法を採用しております。

5. ストックオプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	1,747,200円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	82,240円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2019年9月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	2,777千円
未払事業所税	2,774
賞与引当金	11,568
減価償却超過額	7,796
貸倒引当金	1,368
資産除去債務	15,274
税務上の繰越欠損金	5,730
その他	1,175
繰延税金資産小計	48,465
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	5,682
評価性引当額小計	5,682
繰延税金資産合計	42,783
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	14,569
繰延税金負債計	14,569
繰延税金資産の純額	28,213

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2019年9月30日)
法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.56
住民税均等割	2.75
留保金課税	0.98
繰越欠損金	1.36
のれん償却	5.54
持分法による投資損失	0.91
関係会社株式評価損	2.70
その他	0.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.28

3. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金()	-	-	-	-	-	5,730	5,730
評価性引当額	-	-	-	-	-	5,682	5,682
繰延税金資産	-	-	-	-	-	48	48

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社キューボグループ
事業の内容	労働者派遣事業及び有料職業紹介事業を営む子会社の株式会社キューボ、株式会社キャスト、株式会社オプションの統括管理

(2) 企業結合を行った主な理由

当社の運営するシニアケア事業と同様の事業を営む株式会社キューボ、株式会社キャスト、株式会社オプションを傘下を持つ株式会社キューボグループを子会社化することにより、シニアケア事業の業績拡大とそのために必要となる人材の確保が実現できるものと判断いたしました。

(3) 企業結合日

2019年1月1日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

株式交換

(5) 企業結合後の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

株式会社キューボグループ 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式交換による議決権の100%取得

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年1月1日から2019年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	323,913千円
取得原価		323,913千円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	株式会社キューボグループ (株式交換完全子会社)
当該株式交換に係る割当比率	1	434.08

株式会社キューボグループの普通株式1株に対して、当社の普通株式434.08株の割当を実施し、当該株式交換に際して、当社が交付する普通株式は、434,200株となりました。なお、交付する当社の普通株式は、全て自己株式をもって割当いたしました。

(2) 株式交換比率の算定方法

当社は、株式交換比率の算定にあたり、その公平性・妥当性を担保するため当社から独立した第三者算定機関であるサン共同会計事務所に株式価値評価を依頼しました。

当社は、キューボグループ各社のデューデリジェンスや第三者機関による株式価値評価の結果を受けて、同社の財務状況や将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、株式会社キューボグループの株主と協議を重ねてまいりました。その結果、当該株式交換比率は妥当であり、株主の利益を損ねるものではないと判断しております。

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 2,500千円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

332,004千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものです。

(3) 償却方法及び償却期間

5年の均等償却

7. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

流動資産 206,437千円

固定資産 22,125千円

資産合計 228,563千円

流動負債 139,594千円

固定負債 88,868千円

負債合計 228,463千円

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から個別に見積もり、割引率は当該使用期間に応じて算定し、資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
期首残高	47,450千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,645
時の経過による調整額	383
資産除去債務の履行による減少額	983
期末残高	49,494

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、高齢化社会型人材サービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	シニアワーク事業 (千円)	シニアケア事業 (千円)	合計 (千円)
外部顧客への売上	4,543,362	7,051,202	11,594,565

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

当社グループは、高齢化社会型人材サービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

当連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

当連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

当連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

当連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	竹上雅彦	神奈川県川崎市宮前区	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.9	-	株式交換 (注)	54,756	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ㈱キューボグループの完全子会社化を目的とした取引であり、株式交換比率は、第三者による算定結果を参考に当事者間で協議し決定されております。当該株式交換取引では、自己株式を割当て交付しております。取引金額は効力発生日の市場価格に基づき算定した価額を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

当連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

当連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	竹上雅彦	神奈川県川崎市宮前区	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.9	-	出資の受入 (注)	17,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 連結子会社である株式会社キューボの株主割当増資を受け入れたものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり純資産額	153.62円
1株当たり当期純利益金額	18.62円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	18.61円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	157,368
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	157,368
普通株式の期中平均株式数(株)	8,452,513
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	3,889
(うち新株予約権(株))	(3,889)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	700,000	0.40	-
1年以内に返済予定の長期借入金	19,992	15,408	0.57	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	13,368	5,298	1.76	2020年～2023年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	33,360	720,706	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	2,040	2,040	1,218	-

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表等規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	5,354,440	8,337,592	11,594,565
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	-	144,289	199,895	274,753
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(千円)	-	79,272	107,505	157,368
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	-	9.44	12.75	18.62

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	-	2.57	3.32	5.86

(注) 第2四半期連結会計期間より四半期財務諸表を作成しているため、第1四半期の数値は記載しておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,132,792	955,310
売掛金	1,052,539	1,175,964
前払費用	25,581	32,119
その他	10,045	19,637
貸倒引当金	2,105	1,528
流動資産合計	2,218,853	2,181,502
固定資産		
有形固定資産		
建物	63,778	63,169
工具、器具及び備品	38,065	40,528
減価償却累計額	54,173	61,022
有形固定資産合計	47,671	42,674
無形固定資産		
ソフトウェア	14,425	28,545
ソフトウェア仮勘定	17,000	7,409
無形固定資産合計	31,425	35,954
投資その他の資産		
関係会社株式	48,500	350,863
差入保証金	130,134	158,732
破産更生債権等	3,021	2,939
長期前払費用	3,082	10,117
関係会社長期貸付金	-	212,500
繰延税金資産	31,252	29,019
その他	11,015	10
貸倒引当金	3,021	2,939
投資その他の資産合計	223,984	761,242
固定資産合計	303,081	839,871
資産合計	2,521,934	3,021,373

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	-	700,000
1年内返済予定の長期借入金	19,992	13,368
未払金	50,264	72,972
未払費用	570,624	576,787
未払法人税等	91,770	18,827
未払消費税等	186,919	165,088
前受金	4,644	2,558
預り金	95,755	24,539
賞与引当金	32,847	37,781
返金引当金	371	91
その他	32,290	418
流動負債合計	1,085,480	1,612,433
固定負債		
長期借入金	13,368	-
資産除去債務	47,450	49,494
固定負債合計	60,818	49,494
負債合計	1,146,298	1,661,928
純資産の部		
株主資本		
資本金	157,290	157,310
資本剰余金		
資本準備金	137,290	137,310
資本剰余金合計	137,290	137,310
利益剰余金		
利益準備金	5,000	5,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,278,301	1,198,368
利益剰余金合計	1,283,301	1,203,368
自己株式	209,475	152,306
株主資本合計	1,368,406	1,345,682
新株予約権	7,230	13,762
純資産合計	1,375,636	1,359,445
負債純資産合計	2,521,934	3,021,373

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
売上高	10,094,160	1 10,815,486
売上原価	7,989,630	8,577,513
売上総利益	2,104,529	2,237,973
販売費及び一般管理費	1,645,811	2 1,950,798
営業利益	458,717	287,174
営業外収益		
受取利息	7	1 198
助成金収入	8,216	9,758
保険解約返戻金	-	9,719
その他	392	1,051
営業外収益合計	8,615	20,728
営業外費用		
支払利息	200	1,594
和解金	1,184	-
違約金	2,975	-
その他	287	0
営業外費用合計	4,647	1,594
経常利益	462,685	306,309
特別利益		
新株予約権戻入益	2,022	-
特別利益合計	2,022	-
特別損失		
固定資産除却損	0	5,031
関係会社株式評価損	-	24,250
減損損失	-	1,754
特別損失合計	0	31,036
税引前当期純利益	464,708	275,273
法人税、住民税及び事業税	173,804	98,548
法人税等調整額	4,043	2,232
法人税等合計	169,760	100,781
当期純利益	294,947	174,491

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	154,810	134,810	134,810	5,000	1,036,688	1,041,688	209,475	1,121,833	-	1,121,833
当期変動額										
新株の発行	2,480	2,480	2,480					4,960		4,960
剰余金の配当					53,334	53,334		53,334		53,334
当期純利益					294,947	294,947		294,947		294,947
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									7,230	7,230
当期変動額合計	2,480	2,480	2,480	-	241,612	241,612	-	246,572	7,230	253,803
当期末残高	157,290	137,290	137,290	5,000	1,278,301	1,283,301	209,475	1,368,406	7,230	1,375,636

当事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	157,290	137,290	137,290	5,000	1,278,301	1,283,301	209,475	1,368,406	7,230	1,375,636
当期変動額										
新株の発行	20	20	20					40		40
剰余金の配当					21,258	21,258		21,258		21,258
当期純利益					174,491	174,491		174,491		174,491
自己株式の取得							499,909	499,909		499,909
自己株式の処分					233,165	233,165	557,078	323,913		323,913
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									6,531	6,531
当期変動額合計	20	20	20	-	79,932	79,932	57,169	22,723	6,531	16,191
当期末残高	157,310	137,310	137,310	5,000	1,198,368	1,203,368	152,306	1,345,682	13,762	1,359,445

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	5年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 返金引当金

人材紹介手数料の返金負担に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表の「流動資産」の「繰延税金資産」21,898千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」31,252千円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
短期金銭債権	7,001千円	9,215千円

2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
当座貸越限度額の総額	500,000千円	1,350,000千円
借入実行残高	-	700,000
差引額	500,000	650,000

(損益計算書関係)

1 関係会社取引高

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
営業取引による取引高	15,417千円	10,664千円
営業取引以外の取引高	-	192

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度11.3%、当事業年度14.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度88.7%、当事業年度85.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
給与手当	667,202千円	785,064千円
広告宣伝費	186,748	276,849
地代家賃	159,011	170,643
減価償却費	16,154	17,813
貸倒引当金繰入額	234	582
賞与引当金繰入額	32,847	37,781

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2018年9月30日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式48,500千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2019年9月30日)

子会社株式及び関係会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式350,863千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について24,250千円(関連会社株式24,250千円)の減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、財政状態の悪化により実質価値が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	5,943千円	2,724千円
未払事業所税	2,794	2,774
賞与引当金	10,057	11,568
減価償却超過額	8,257	7,796
貸倒引当金	1,569	1,368
資産除去債務	14,529	15,274
その他	2,151	2,083
繰延税金資産計	45,303	43,589
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	14,051	14,569
繰延税金負債計	14,051	14,569
繰延税金資産の純額	31,252	29,019

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
法定実効税率	30.86%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.84	2.55
住民税均等割	1.42	2.62
留保金課税	3.02	0.97
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.04	-
その他	0.35	0.16
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.53	36.61

(企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	63,778	2,645	3,254 (2,301)	63,169	29,553	5,162	33,615
工具、器具及び備品	38,065	5,185	2,722 (1,062)	40,528	31,469	5,350	9,059
有形固定資産計	101,844	7,830	5,977 (3,363)	103,697	61,022	10,513	42,674
無形固定資産							
ソフトウェア	46,091	21,420	-	67,511	38,965	7,300	28,545
ソフトウェア仮勘定	17,000	7,609	17,200	7,409	-	-	7,409
無形固定資産計	63,091	29,029	17,200	74,920	38,965	7,300	35,954
長期前払費用	5,403	9,610	400	14,614	4,497	2,176	10,117

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 主として新規支店開設に伴うもの	2,645千円
工具、器具及び備品 支店設備等	5,185千円
ソフトウェア 基幹システムのリプレイス	17,200千円

2. 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,126	1,528	82	2,105	4,467
返金引当金	371	91	-	371	91
賞与引当金	32,847	37,781	32,847	-	37,781

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. 返金引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3カ月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り(注)1	
取扱場所	-
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://careergift.co.jp/
株主に対する特典	2019年9月30日現在の株主名簿に記載された又は記録された1単元(100株)以上保有の株主に対し、一律健康食品関連ギフト(2,000円相当)を贈呈する。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに書類

事業年度 第10期（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）2018年12月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付資料

2018年12月26日関東財務局に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第11期第1四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2019年2月14日関東財務局長に提出

第11期第2四半期（自 2019年1月1日 至 2019年3月31日）2019年5月15日関東財務局長に提出

第11期第3四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2018年12月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年12月27日

株式会社キャリア
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 関口 依里
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梶井 康貴
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャリアの2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャリア及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キャリアの2019年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社キャリアが2019年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、開示書類の作成に関する内部統制に開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は当該不備に起因する必要な修正を財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月27日

株式会社キャリア
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 関口 依里
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梶井 康貴
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャリアの2018年10月1日から2019年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャリアの2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。